

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年5月15日
【会社名】	大阪油化工業株式会社
【英訳名】	OSAKA YUKA INDUSTRY LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀田 哲平
【最高財務責任者の役職氏名】	業務部長 山本 泰弘
【本店の所在の場所】	大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 堀田 哲平及び当社最高財務責任者 山本 泰弘は、当社の第64期中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。